

うるま市告示第92号

うるま市国際大会出場者奨励金給付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

うるま市長 中村 正人

うるま市国際大会出場者奨励金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツ及び文化芸術における国際大会（以下「国際大会」という。）へ出場する市民を支援することにより、うるま市のスポーツ競技力向上及び文化芸術活動を推進し、市民の活躍を通じて市の魅力及び認知度を高め、もって市民の郷土愛の醸成を図ることを目的とし、予算の範囲内において、市民及び団体に対して給付するうるま市国際大会出場者奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象となる国際大会及び給付対象者)

第2条 奨励金の給付対象となる国際大会は、次のいずれかに該当する大会とする。

- (1) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会
- (2) 前号に規定する大会を除く国際大会（予選会、選考会等の選抜を経て出場権を獲得したものに限る。）

2 奨励金の給付対象者は、前項各号に掲げる国際大会の出場者かつ出場決定時にうるま市に住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付の対象外とする。

- (1) 当該国際大会派遣に係る市の他の補助金等の対象となる場合
- (2) 交流、親睦、営利、宗教又は政治活動を目的とした大会である場合
- (3) 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展等により、給付対象者が国際大会の開催地に赴くことなく出場可能な大会である場合
- (4) 給付対象者が表彰式のみに参加する場合

(給付申請者)

第3条 奨励金の給付申請者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 学校教育活動において各種活動を行っている給付対象者が出場する場合 次
のアからウまでに掲げるいずれかの者
 - ア 給付対象者の委任を受けた学校の校長
 - イ 給付対象者の委任を受けた父母会等の代表者
 - ウ 給付対象者本人（18歳以上の個人種目に出場する者に限る。）

(2) 学校教育活動以外の活動において各種活動を行っている給付対象者が出場する場合 次のアからオまでに掲げるいずれかの者

ア 個人種目（給付対象者が18歳以上の個人）で出場するとき 給付対象者本人

イ 個人種目（給付対象者が18歳未満の個人）で出場するとき 給付対象者の保護者（親権者、未成年後見人、祖父母等で現に監護する者をいう。以下「保護者等」という。）

ウ 団体種目で出場するとき 給付対象者の委任を受けた団体（うるま市に活動拠点を有し、うるま市に住所を有する給付対象者が2名以上所属している集団とする。以下「委任団体」という。）の代表者

エ 同一国際大会において団体種目及び個人種目のいずれにも出場するとき 委任団体の代表者

オ 団体種目において派遣される団体がうるま市に活動拠点を有しないとき

(ア) 団体種目において派遣される給付対象者が1名るとき 次のa又はbに掲げる者

a 給付対象者が18歳以上るとき 給付対象者本人

b 給付対象者が18歳未満るとき 給付対象者の保護者等

(イ) 団体種目において派遣される給付対象者が2名以上るとき 次のa又はbに掲げる者

a 給付対象者が18歳以上るとき 給付対象者の委任を受けた給付対象者の代表者

b 給付対象者が18歳未満るとき 給付対象者の保護者等の委任を受けた給付対象者の保護者等の代表者

(奨励金の額及び給付)

第4条 奨励金の額は、次の表のとおりとする。

大会種別		奨励金	
		個人	団体
第2条第1項第1号に掲げる国際大会		100万円	100万円
第2条第1項第2号に掲げる国際大会	国外開催	50万円	50万円
	国内開催	20万円	20万円

2 奨励金は、個人又は1団体当たり前項に規定する額を給付することとし、当該給付は同一年度内に個人又は同一団体につき、1回限りとする。

(奨励金の給付申請)

第5条 奨励金の給付を受けようとする者は、奨励金給付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、国際大会の開催日の10日前（うるま市の休日を含める条例（平成17年うるま市条例第2号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 国際大会への出場が確認できる表彰状又は推薦書
- (2) 国際大会の大会要項
- (3) 出場者の登録名簿
- (4) その他市長が必要とする書類

- 2 給付対象者は、給付手続に必要な同意書を市長に提出しなければならない。
- 3 個人種目又は団体種目で同一の国際大会に出場する者がいる場合の奨励金の給付申請は、団体で申請を行うものとし、個人での申請はできないものとする。

（奨励金の給付決定）

第6条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の給付を決定したときは、奨励金給付決定通知書（様式第2号）により、奨励金を給付しないと決定したときは、奨励金不給付決定通知書（様式第3号）により、給付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する奨励金の給付決定を行う際は、必要な条件を付することができるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 給付申請者は、奨励金の給付申請を取り下げようとする場合は、奨励金給付申請取下げ書（様式第4号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の給付の決定はなかったものとみなす。

（給付決定の取消し）

第8条 市長は、第6条に規定する給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該給付決定を全部又は一部取り消すことができる。

- (1) 当該奨励金に係る国際大会に出場できなかったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の給付を受けたと認めるとき。
- (3) この告示の規定又は給付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) その他奨励金を給付することが不相当と認めるとき。

- 2 前項の取消しの通知は、奨励金給付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、前条第1項各号の規定により給付決定の取消しをしたときは、給付決定者に対し、既に給付した奨励金の返還を求めるものとする。

(活動報告)

第10条 奨励金の給付を受けた者は、活動内容を報告するため、国際大会の終了後、速やかに結果報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 給付対象者は、当該奨励金に係る国際大会について、市による取材及びPR等を実施する場合は、当該取材及びPR等に協力するよう努めるものとする。

3 給付対象者は、当該奨励金に係る国際大会についてPRを積極的に行うものとする。

(奨励金の給付)

第11条 市長は、前条に規定する結果報告書の提出又は給付対象者の大会の出場を確認した場合、奨励金を支払うものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(うるま市ジュニアアスリート奨励金交付要綱の廃止)

2 うるま市ジュニアアスリート奨励金交付要綱(令和5年うるま市告示第105号)は廃止する。

(うるま市こども未来応援奨励金交付要綱の廃止)

3 うるま市こども未来応援奨励金交付要綱(令和5年うるま市告示第217号)は廃止する。